

平成 22 年 2 月 5 日

大学コンソーシアムやまがた
学術情報部会委員 殿

大学コンソーシアムやまがた
学術情報部会長
津田 ひろ子

平成 21 年度第 1 回学術情報部会会議（文書配布会議）の
審議結果について（通知）

標記会議につきまして、各位にご審議いただきました結果、別紙議事録のとおり
となりましたので、お知らせいたします。

担当 大学コンソーシアムやまがた
学術情報部会長 津田
(山形大学企画部図書情報企画ユニット)
E-Mail k-tojyoki@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
Tel 023-628-4016 (ダイヤルイン)

I 議題

1 山形大学機関リポジトリ運用指針の全部改正について 【資料 1】

改正理由：

大学コンソーシアムやまがた参加機関および山形大学双方の機関リポジトリの運用について、一元的に定めていた指針を、大学コンソーシアムやまがた学術情報部会および山形大学においてそれぞれ定めるため、所要の改正を行うものである。

審議結果：特段の意見はなく、提案どおり了承された。

2 JapanKnowledge+N の購読中止について

中止理由：

平成 22 年度大学コンソーシアムの予算規模が大幅に縮小され、学術情報部会への予算配分額（予定）では、購読の継続が困難であるため、平成 21 年度末をもって購読を中止することとしたい。

【参考】

	平成 21 年度	平成 22 年度（予定）
コンソーシアム全体予算	23,663 千円	2,100 千円
学術情報部会予算	1,500 千円	400 千円

審議結果：提案どおり了承された。なお、以下の意見が出された。

「現時点でのジャパンナレッジ購読中止はやむを得ないと思われませんが、現在検討されているコンソーシアム事業計画で、図書館共同事業に予算が確保された場合には、購読の再開を強く希望します。」

山形大学機関リポジトリ運用指針の全部改正について

1. 改正理由 大学コンソーシアムやまがた参加機関および山形大学双方の機関リポジトリの運用について、一元的に定めていた指針を、大学コンソーシアムやまがた学術情報部会および山形大学においてそれぞれ定めるため、所要の改正を行うものである。

2. 新旧対照表

現 行	改 正 案
(指針の名称) 山形大学機関リポジトリ運用指針	(指針の名称) 地域機関リポジトリ運用指針
(目的) 第1 この指針は、 <u>山形大学(以下「本学」という。)</u> において運用する山形大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用方針を定めることを目的とする。	(目的) 第1 この指針は、 <u>大学コンソーシアムやまがた(以下「大学コンソーシアム」という。)</u> において運用する <u>地域機関リポジトリ</u> (以下「リポジトリ」という。)の運用方針を定めることを目的とする。
(定義) 第2 この指針において「リポジトリ」とは、 <u>本学及び大学コンソーシアムやまがたの参加機関</u> (以下「 <u>本学等</u> 」という。)において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供するシステムをいう。なお、このシステムを学術成果発信システムやまがたと呼ぶ。	(定義) 第2 この指針において「リポジトリ」とは、 <u>大学コンソーシアムの参加機関</u> (以下「 <u>参加機関</u> 」という。)において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供するシステムをいう。なお、このシステムを学術成果発信システムやまがたと呼ぶ。
(管理・運用) 第3 リポジトリシステムの管理・運用は <u>附属図書館</u> において行うものとする。	(管理・運用) 第3 リポジトリのシステムの管理・運用は <u>山形大学</u> において行うものとする。
(登録者) 第4 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。 (1) <u>本学等に在籍し、又は在籍した役員、教職員及び大学院学生</u> (2) その他、 <u>附属図書館長が</u> 適当と認めたる者	(登録者) 第4 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。 (1) <u>参加機関に在籍し、又は在籍した役員、教職員及び大学院学生</u> (2) その他、 <u>参加機関の長が</u> 適当と認めたる者
(登録対象) 第5 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。	(登録対象) 第5 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究成果であること。
- (2) 登録者が作成に関与した教育・研究成果であること。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第6 リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、別に定める登録手続きに従い、登録を行うものとする。

(教育・研究成果の保存と公開)

第7 登録者から提供された教育・研究成果について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、リポジトリに保存し、無償で公開する。

(教育・研究成果の利用)

第8 ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者(以下「利用者」という。)は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

第9 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。

- (1) 登録者から削除申請があった場合
- (2) 附属図書館長が公開を適当でないと判断し、削除を決定した場合

(その他)

第10 この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。

- (1) 学術的な研究成果であること
- (2) 登録者が作成に関与した教育・研究成果であること。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第6 リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、別に定める登録手続きに従い、登録を行うものとする。

(教育・研究成果の保存と公開)

第7 第5で認められた教育・研究成果は、リポジトリに保存し、無償で公開する。

(教育・研究成果の利用)

第8 ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者(以下「利用者」という。)は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

第9 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。

- (1) 登録者から削除申請があった場合
- (2) 参加機関の長が公開を適当でないと判断した場合

(その他)

第10 この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、大学コンソーシアム学術情報部会が定める。

附則

- 1 この運用指針は平成22年2月4日に制定・施行し、平成21年10月1日から適用する。
- 2 平成18年12月11日に制定された山形大学機関リポジトリ運用指針は、廃止する。

平成 22 年 1 月 22 日

大学コンソーシアムやまがた
学術情報部会委員 殿

大学コンソーシアムやまがた
学 術 情 報 部 会 長
津 田 ひ ろ 子

平成 21 年度第 1 回学術情報部会会議（文書配布会議）について（通知）

標記のことについて、別紙議事のとおりお諮りします。

ついては、ご意見等がありましたら 2 月 3 日（水）まで、下記担当へお知らせ
ください。

なお、ご意見等がない場合は、ご承認いただいたものとして取り扱わせていた
だきますのでご承知おきください。

担当 大学コンソーシアムやまがた
学術情報部会長 津田
(山形大学企画部図書情報企画ユニット)
E-Mail k-tojyoki@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
Tel 023-628-4016 (ダイヤルイン)

I 議題

1 山形大学機関リポジトリ運用指針の全部改正について 【資料 1】

改正理由

大学コンソーシアムやまがた参加機関および山形大学双方の機関リポジトリの運用について、一元的に定めていた指針を、大学コンソーシアムやまがた学術情報部会および山形大学においてそれぞれ定めるため、所要の改正を行うものである。

2 JapanKnowledge+N の購読中止について

中止理由

平成 22 年度大学コンソーシアムの予算規模が大幅に縮小され、学術情報部会への予算配分額（予定）では、購読の継続が困難であるため、平成 21 年度末をもって購読を中止することとしたい。

【参考】

	平成 21 年度	平成 22 年度（予定）
コンソーシアム全体予算	23,663 千円	2,100 千円
学術情報部会予算	1,500 千円	400 千円

山形大学機関リポジトリ運用指針の全部改正について

1. 改正理由 大学コンソーシアムやまがた参加機関および山形大学双方の機関リポジトリの運用について、一元的に定めていた指針を、大学コンソーシアムやまがた学術情報部会および山形大学においてそれぞれ定めるため、所要の改正を行うものである。

2. 新旧対照表

現 行	改 正 案
(指針の名称) 山形大学機関リポジトリ運用指針	(指針の名称) 地域機関リポジトリ運用指針
(目的) 第1 この指針は、 <u>山形大学(以下「本学」という。)</u> において運用する山形大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用方針を定めることを目的とする。	(目的) 第1 この指針は、 <u>大学コンソーシアムやまがた(以下「大学コンソーシアム」という。)</u> において運用する <u>地域機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)</u> の運用方針を定めることを目的とする。
(定義) 第2 この指針において「リポジトリ」とは、 <u>本学及び大学コンソーシアムやまがたの参加機関(以下「本学等」という。)</u> において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供するシステムをいう。なお、このシステムを学術成果発信システムやまがたと呼ぶ。	(定義) 第2 この指針において「リポジトリ」とは、 <u>大学コンソーシアムの参加機関(以下「参加機関」という。)</u> において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供するシステムをいう。なお、このシステムを学術成果発信システムやまがたと呼ぶ。
(管理・運用) 第3 リポジトリシステムの管理・運用は <u>附属図書館</u> において行うものとする。	(管理・運用) 第3 リポジトリのシステムの管理・運用は <u>山形大学</u> において行うものとする。
(登録者) 第4 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。 (1) <u>本学等に在籍し、又は在籍した役員、教職員及び大学院学生</u> (2) その他、 <u>附属図書館長が</u> 適当と認めたる者	(登録者) 第4 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。 (1) <u>参加機関に在籍し、又は在籍した役員、教職員及び大学院学生</u> (2) その他、 <u>参加機関の長が</u> 適当と認めたる者
(登録対象) 第5 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。	(登録対象) 第5 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的な研究成果であること。
- (2) 登録者が作成に関与した教育・研究成果であること。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第6 リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、別に定める登録手続きに従い、登録を行うものとする。

(教育・研究成果の保存と公開)

第7 登録者から提供された教育・研究成果について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、リポジトリに保存し、無償で公開する。

(教育・研究成果の利用)

第8 ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者(以下「利用者」という。)は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

第9 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。

- (1) 登録者から削除申請があった場合
- (2) 附属図書館長が公開を適当でないと判断し、削除を決定した場合

(その他)

第10 この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、附属図書館長が定める。

- (1) 学術的な研究成果であること
- (2) 登録者が作成に関与した教育・研究成果であること。
- (3) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

(登録手続)

第6 リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、別に定める登録手続きに従い、登録を行うものとする。

(教育・研究成果の保存と公開)

第7 第5で認められた教育・研究成果は、リポジトリに保存し、無償で公開する。

(教育・研究成果の利用)

第8 ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者(以下「利用者」という。)は、著作権法に規定されている私的使用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

(教育・研究成果の削除)

第9 次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除することができる。

- (1) 登録者から削除申請があった場合
- (2) 参加機関の長が公開を適当でないと判断した場合

(その他)

第10 この指針に定めるものの他、リポジトリの運用に関し必要な事項は、大学コンソーシアム学術情報部会が定める。

附則

- 1 この運用指針は平成 年 月 日から施行し、平成21年10月1日から適用する。
- 2 平成18年12月11日に制定された山形大学機関リポジトリ運用指針は、廃止する。